

第3章 名勝の概要

1. 指定に至る経緯

(1) 作庭に至る経緯

廃藩置県後、陸軍省、農商務省の所管を経て再び旧藩主岡部家の所有となっていた岸和田城跡は、昭和3（1928）年、岡部長景（旧藩主岡部長職の嫡男）より、本丸と二の丸跡などの敷地が岸和田市に寄贈された。昭和5（1930）年、本丸と二の丸跡が市立の公園（千亀利公園）として竣工した。昭和18（1943）年には大阪府古文化記念物等保存顕彰規則に基づき本丸と二の丸跡が府史跡に指定された。しかし、千亀利公園として周囲の堀端遊歩道などが整備されたが、城跡自体には便益施設等もなく、戦争中は農作物が植えられ、荒れ果てていた。昭和28（1953）年、城跡に児童遊園地を建設する案が検討された際に、当時の岸和田市長が作庭家重森三玲に相談し、天守台から見下ろすことができる本丸跡に庭園を作庭し、城跡を保存することになった。

(2) 作庭の経緯

重森三玲自身が『日本庭園史大系 29』に記述するところによると「昭和28年初春以来、岸和田市では、本城二ノ丸の堀の一部を埋めて、児童遊園地を設ける案があった。（中略）この時、私は福本市長に対して、城の石垣は長く曲線を引いて堀に下がっているからこそ美しいので、その堀を半ば埋め立てて、遊園地を作ることは、城跡を荒廃に導くことであるから中止されたい。そしてむしろ、本丸に庭園を作ることによって、城廓を永遠に保存することが出来るが、それには高度な傑出したものを築造する以外にないと進言」とあり、城跡を保存するために、重森三玲の考えで本丸跡に庭園を作ることを進められたことがわかる。

その後、作庭は市長が主体となり、議会での承認を得て、重森の設計・監督の下、岸和田市の直接施工で作庭工事が行われた。庭園は昭和28（1953）年12月に完成し、翌年に三層模擬天守閣が竣工し、再建された天守閣は当初は図書館施設として利用された。

昭和 28 年	6 月	岸和田市より重森三玲に岸和田城本丸内の庭園設計を依頼
	7 月	岸和田城八陣の庭設計図完成、福本太郎岸和田市長（当時）ほか関係者が重森のもとで設計図の説明を受ける（「三玲日記」）
	10 月	八陣の庭着工
	12 月	22 日八陣の庭に重森が砂紋を描き完成
昭和 29 年	1 月	岸和田城天守閣建設工事着工（設計：池田谷久吉 施工：岩出建設株式会社 鉄骨鉄筋コンクリート造・三階建）
	11 月	岸和田城天守閣竣工、図書館として開館
昭和 44 年	11 月	隅櫓・多聞櫓、城門および土塀建設竣工
昭和 45 年	5 月	隅櫓・多聞櫓を市立郷土資料館として開館
昭和 50 年	4 月	天守閣から図書館が現在地に移転
昭和 51 年	5 月	天守閣を郷土資料館として再公開
平成 4 年	8 月	天守閣改修工事竣工（屋根瓦葺き替え、壁面塗り替え、飾金具新調、内装刷新その他）天守閣と本丸土塀のライトアップ設備設置
平成 26 年	1 月	国指定名勝岸和田城庭園（八陣の庭）意見具申
平成 26 年	7 月	岸和田城庭園（八陣の庭）測量図作成
平成 26 年	10 月	国指定名勝に指定



八陣の庭と重森三玲（昭和 28 年）



苔に水やりをする重森三玲（昭和 28 年）

2. 指定の状況

（1）名勝指定告示

岸和田城庭園（八陣の庭）は、平成 26（2014）年 10 月 6 日、国の指定を受け、文部科学省告示第 138 号により以下のとおり告示された。

○文部科学省告示第 138 号

文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により、岸和田城庭園（八陣の庭）について、名勝に指定します。

平成 26 年 10 月 6 日 文部科学大臣 下村 博文

名 称 岸和田城庭園（八陣の庭）

所在地 大阪府岸和田市岸城町

地 域 1824 番

（2）名勝指定説明とその範囲

重森三玲（1896 ～ 1975）は、日本の昭和期における代表的な庭園研究家および作庭家である。彼は生涯において約 370 におよぶ歴史的庭園の実測図を作成し、200 近くもの創作庭園を残した。

岡山県に生まれた重森は若いころから生け花や茶に親しみ、20 歳で日本美術学校に入学した後、絵画を学びつつ哲学・美学・美術史への造詣を深めた。重森が庭園の分野に本格的に取り組んだのは、室戸台風により被災した庭園の救済の一環として昭和 11（1936）年に開始した実測図の作成であり、その成果を『日本庭園史圖鑑』（全二六巻）にまとめた。さらに昭和 14（1939）年には、最初の大作である東福寺本坊庭園を完成させたのをはじめ、戦前から戦後にかけて新たな構想のもとに精力的な作庭活動を展開した。

昭和 28（1953）年に、岸和田市の依頼に基づき岸和田城本丸跡に設計・作庭したのが岸和田城庭園（八陣の庭）である。庭園の四周からの観賞のみならず、翌年に本丸南端への建設が予定されていた岸和田城天守閣の最上階からの俯瞰をも意図するなど、日本古来の庭園には類をみない独創的な構想に基づくものであった。

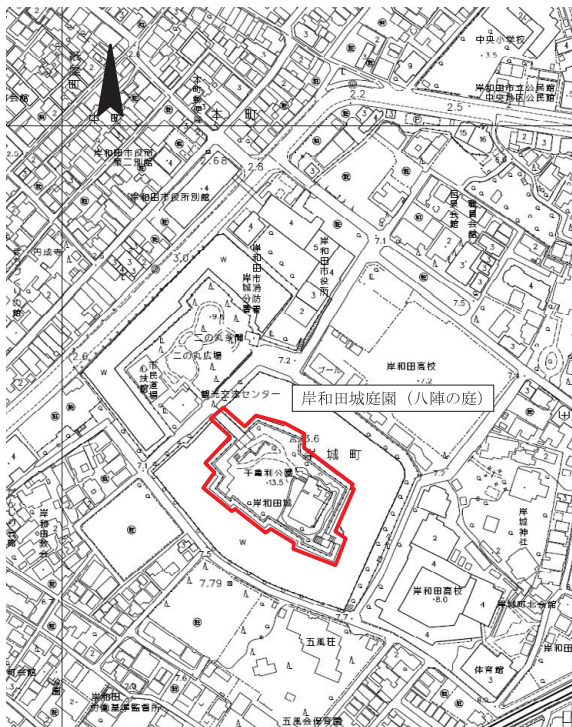
庭園の平面構成は、中世の城郭縄張り図を参考として考案された。高さ約 20 センチメートル、幅約 35 センチメートルの延べ段風の緑泥石片岩製の基壇が三段にわたり複雑に

入り組み、陣形を立体的に表現するのみならず、高所から俯瞰した時に城郭を連想させる構成となっている。

基壇上の石組は、従来の枯山水に多くみられた神仙思想または仏教思想などの精神的な主題に基づくものではなく、他に類例をみない諸葛孔明の「八陣法」を主題とし、大将を中心に方円陣の如く円形に配置された八つの群からなる。方円陣はもともと防御を目的としており、重森は敵を攻める陣形よりも外敵から守る陣形を八群の石組の意匠・構成に採り入れたのだとされる。それが、「八陣の庭」の別称をもつ所以である。

石材は主として緑泥石片岩および石英片岩を用い、上段中央には大将を象徴する石組を、中段には虎・風を象徴する石組を、下段には天・地・雲・龍・鳥・蛇を象徴する石組を、それぞれ配置している。大将を表す石組は高さ 219 センチメートルの石材を含む 15 本の立石からなり、天を表す石組は最高 234 センチメートルの石材を含む三本の立石からなる。また、蛇を象徴する石組は、2 本の石材を繋ぎ合わせて長さ 416 センチメートルの伏石とし、龍を象徴する石組は長さ 265 センチメートルの石材を斜めに組むなど、変化に富んだ技法を駆使して律動感のある形姿を表現している。これらの石組は、おのおのが独立しつつも相互に均衡を保ち、どの角度からの観賞にも耐えうるよう意匠されている。

作庭当初は、以前から存在した 3 本のクロマツ*の老木および大将・虎・龍の築山の苔地以外には、余計な草木を最大限に排除した枯山水庭園であった。現在では、クロマツのうちの 1 本を残すのみで、石組の周囲の苔地も残されていない。虎・龍の築山の苔地は朝鮮三国時代の四神図を象徴的に図案化したもので、白砂地に曲線を描いて出入りする築山の形姿は、上方から俯瞰することにより、周囲を巡るのとは異なる視点からの風趣を意図したものであった。



〔図 3-1〕 名勝指定範囲

このように、岸和田城庭園（八陣の庭）は、地上を巡ることにより一群の立石の立体的な造形を観賞するのみならず、三段に重なる基壇の平面造形および裾部を苔地に彩られた 9 つの立石群を、立地する本丸全体の地形とともに岸和田城天守閣の最上階からも俯瞰することにより、立地・意匠・構成の全容を展望するなど、水平・垂直の方向に展開する多様な視点から広く観賞することが意図されたところに特質があり、抽象的な意匠・構成を重ねた重森の独創的な作庭理念を余すところなく示している。その芸術上の価値は高く、名勝に指定して保護を図るものである。

（『月刊文化財』612 号 平成 26 年 9 月号より引用）

* 日本庭園史体系 29 本文には、「アカマツ 2 本クロマツ 1 本」とあるが、付図では「クロマツ 3 本」と表記されている。

(3) 作庭後の変容

八陣の庭の周辺には昭和 29（1954）年建設の天守閣をはじめ、昭和 44（1969）年から 45（1970）年にかけて本丸を取り囲む隅櫓・多聞櫓、城門、城壁など順次建設された建物が配置され現在の景観を形成する。昭和 45 年以降、建築物は建てられることなく、投光器や看板などのいくつかの工作物の設置、散策路の改修などが行われたが、基本的には重森三玲が昭和 47 年に『日本庭園史大系 29』を記した頃から大きな変化はない。またこの『体系』の中には、重森自身の見解として「昭和四十四年から五年にかけて角櫓や土塀全部が完成されて、一段と美観を添えた」と記して復元建物などは好意的に記しているが、庭園内に寄贈のマツが植えられたことには「庭園の設計意図」を崩すものとして市長に撤去要請をしている。

上記のように、この時期の建物の完成により、一定、庭園環境の形成が落ち着いたことをもって庭園の完成と見なすことができる。一方、樹木については、現状は本来あったもの、記念植樹されたもの、実生木などが混在し庭園を取り囲んでいる。

下表は、作庭時以降における八陣の庭および周辺の構成要素の変化に対する重森三玲の評価・認識をまとめたものである。ここに見られるような重森自身の評価や認識などを踏まえて、第 7 章名勝の保存「1. 方向性」において、今後の保存方針を定める。

庭園内の構成要素の変化	重森の認識時期	重森三玲の評価・認識	出典等
天守閣建設	昭和 28 年	作庭中に天守閣設計者、池田谷久吉と面会（三玲日記）。「大系」本文中にも天守閣再建を承知して作庭した旨記載あり。	日本庭園史大系 29（昭和 47 年刊行） P140 三玲日記
庭園にベンチの設置	昭和 28 年	庭園周囲にあるベンチについては「館内のみ図書館より一步を進めて屋外読書も出来ることを考慮に入れた設計」との記載あり。	日本庭園史大系 29 P35 行末
竹柵の設置	昭和 30 年代	重森主催のモデル撮影会の写真背景に現状と同形状の竹柵が写っており、認識あり。	市所有古写真
庭園全体	昭和 47 年	重森『日本庭園史大系 29』刊行。八陣の庭詳細を記述する。	日本庭園史大系 29
松の枯れ	昭和 47 年	巻頭写真に松が 1 本消滅、1 本が枯れた状態で写っており、松枯れについての認識あり。	日本庭園史大系 29 巻頭写真 C4、5、6
庭園内の植樹	昭和 47 年	庭園内（柵内）に団体寄贈の松が植えられた件で、重森が当時の市長に撤去要請をした旨の記載あり。	日本庭園史大系 29 P37、10 行目
樹木の移植	昭和 47 年	巻頭写真で、垣内に植えられたであろう上記項目の松が隅櫓入口前に移植されているのが確認できるため、重森の意向に市が対応したものと推測できる。	日本庭園史大系 29 巻頭モノクロ写真 41
隅櫓、土塀、城門の建設	昭和 47 年	「昭和四十四年から五年にかけて角櫓や土塀全部が完成されて、一段と美観を添えた」との記載あり、この時期に建てられた建物について一定の評価をしている。	日本庭園史大系 29 P37、14 行目

第4章 名勝の本質的価値

1. 名勝の本質的価値

第3章で記した様な経緯を経た岸和田城の中で、八陣の庭は、昭和28（1953）年に岸和田市の依頼を受けた重森三玲が設計・作庭を行った枯山水庭園である。この庭園の主要な価値について以下のように整理する。

四周からの観賞を可能とした庭園

庭園は地上のある一点からだけでなく、四周から観賞できるように作庭された。また、翌年（昭和29年）に建築が予定されていた模擬天守閣や更なる上空からの俯瞰的鑑賞を意図して設計されるなど、水平・垂直の方向に展開する多様な視点から広く観賞することを意図した点に特徴があり、日本庭園史上類をみない独創的なもので、現代庭園の画期となった。

類をみない作庭テーマ

庭園は岸和田城跡に立地していることから、平面構成は中世の城郭縄張図を参考として作庭されている。複雑に屈曲する直線だけで構成され、高低差約20cm～25cm、幅約35cmの延段（のべだん）風に貼り合わせた緑色片岩の3段基壇からなる。俯瞰で観賞した際には、城郭をイメージさせる設計となっている。

また庭園の石組は、従来の枯山水に多く用いられてきた神仙蓬莱思想や仏教的思想などではなく、他に類をみない諸葛孔明の「八陣法」をテーマとし、「大将」を中心に天地風雲龍虎鳥蛇8つの石組を円形状に配置している。その姿は、防御的な陣形である方円陣を想起させ、重森は敵を攻める陣形よりも外敵から守る陣形を採り入れ、平和を念願する意味を構成している。

均衡に優れた石組

上段の中央に「大将」の石組を配置し、中段に「虎」、「風」、下段に「天」、「地」、「雲」、「龍」、「鳥」、「蛇」陣をそれぞれ配置している。「大将」は地上高約219cmの長石を含む15の立石群で造形され、「天」は地上高約234cmの長石を含む3つの立石で表現されている。「蛇」では、2本の長石を繋ぎ合わせ長さ約416cmの横石とし、「龍」では長さ約265cmの長石を斜めに組むなど、変化に富んだ技法を駆使している。また、これらの石組はそれぞれが独立した景色を持ちながらも、互いに均衡を保ち、どの角度からの観賞にも耐えうることを可能としている。

2. 現代における近世城郭の保存の象徴

従来、一般的に城跡は近世の城郭としての価値を基に史跡指定され、史跡の整備ではその価値の顕在化を図るべく整備が行われた。だが、現代では城跡整備に際し、城跡のもつ近代以降の歴史的重層性はもはや無視できないものである。様々な価値をもつ近現代の遺構があり、そこに旧藩主や元あった天守、櫓などに対する地域社会の思いや記憶が存在する。

岸和田城では前章で記したように、城跡に児童遊園地建設が検討されたが、城跡として保存すべく、八陣の庭が造られた経緯がある。そこには他の城と同じく、市民の願い

と城跡を大切に思う行政の思いが合致した結果といえる。従って、城や石垣と庭園とは断絶したものではなく、城跡への多くの思いを引き継いだ結果の連続性が保たれている。

3. 名勝を構成する要素の特定

ここで課題となるのが庭園と天守閣と石垣の関連性である。天守閣と石垣については、従来より大阪府指定史跡岸和田城跡の構成要素である。しかし、城跡に存在する現代庭園の関連性については従来、明確に考察されず、非常にあいまいな位置づけであったが、今回の国指定とそれに伴う保存活用計画策定により、明確な連続性をもつことがあきらかとなった。

名勝指定地内においては、今後の保存活用のためにそれぞれの持つ諸要素を、「**枢要な要素**」と「**副次的な要素**」に分類した。「**枢要な要素**」は、八陣の庭を保存活用していく上で必要な要素とし、「**副次的な要素**」とは、八陣の庭の価値を高めるためのもの

〔図 4-1〕 八陣の庭周辺図（大阪府指定史跡・周知の埋蔵文化財包蔵地ほか）（scale = 1/10000）

とする。また、それ以外で副次的な価値にかかわらないものを「保存上有益なもの」と「活用上有益なもの」に分類した。

（１） 枢要な要素

枢要な要素としては、八陣の庭を形成する 9 組の石組、縁石、白砂、クロマツ、芝生がある。

また、天守台を含む天守閣、八陣の庭が立地する岸和田城本丸跡、石垣とそれに付随する露出遺構、地下遺構、さらに庭園を鑑賞するための視点場となる園路がある。また、要素を構成する石組みの各陣にはそれぞれに以下のような意味が持たされる。

【大将】 中央に巨石を使い、ほとんどを立石とし四方正面の配置によって各陣形を指導している姿を表している。

【虎陣】 中央に立石を配し胴体とし、さらに石を配置し猛虎が吠える姿を表している。

【風陣】 横石で暴風吹き荒れる様子を表している。

【天陣】 長石を棒状に立てて設置し、陣勢が上に登る勢いを表している。

【地陣】 景石を地中深く沈めて、動かぬ様子を表している。

【鳥陣】 立石・横石・臥石によって鳳凰が天空にはばたく姿を表している。

【龍陣】 龍が海中から天に昇るように中央に長石を斜めに配し、これに立石・臥石・横石を用いて龍を表している。

【雲陣】 雲が去来飛散して常に変化する姿を表している。

【蛇陣】 長石の石組に傾斜をつけ、大蛇が獲物に飛びかかる勢いを表している。

（２） 副次的な要素

副次的な要素としては、庭園を取り巻く植生が挙げられる。城内には多くの樹木があるが、中でも庭園から見える範囲の植栽は庭園にとって重要な景観となる。そのため植物で庭園から見える範囲を「Ⅰ区」と区分し、副次的な要素とした。

（３） 副次的な価値にかかわらないもの

「保存上有益なもの」としては、庭園への立入を防ぐ竹柵や名勝指定地の入口にあたる城門などがある。

「活用上有益なもの」としては、庭園内に描かれた砂紋、園路への導線となる通路、隅櫓や土塀などの建造物、「Ⅱ区」と区分した庭園から見えない部分の植物、ベンチや石碑などの工作物がある。

本丸の外周石垣や石垣下の犬走りで「Ⅲ区」とした部分の植物などは「その他」とした。

岸和田城庭園（八陣の庭）構成要素一覧

区分	項目	枢要な要素	副次的な要素	副次的な価値にはかかわらないもの			備考
				保存上 有益なもの	活用上 有益なもの	その他	
庭園	石組	○					石組みの各陣を構成する個々の石を景石という
	縁石	○					
	白砂	○					
	砂紋				○		
	クロマツ	○					
	芝生	○					
	竹柵			○			
天守閣	天守閣	○					
	天守台	○					
本丸跡	石垣	○					
	地下遺構	○					
	露出遺構	○					石段を含む
散策路	園路	○					庭園を見ることができる
	通路				○		園路への導線（庭園を見ることができない）
建造物	隅櫓・多聞櫓				○		これらの要素は時間の経過とともに枢要な構成要素に移行する可能性がある。
	土堀				○		
	城門			○			
植物	I 区		○				庭園から見える範囲
	II 区				○		庭園から見えない範囲
	III 区					○	本丸跡石垣及び犬走りの範囲（支障木）
工作物	ベンチ				○		岸和田城に関連のあるものは活用上有益なものとする
	石碑・記念碑				○	○	
	説明板				○		
	案内板				○		
	釜					○	
	ライトアップ器具				○		
	門灯				○		
	井戸状工作物					○	
その他	転落防止竹柵			○			
	工事用フェンス					○	
	車両止め柵			○			